

北斗市立上磯中学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定
平成29年4月1日改定
令和4年4月5日改定
令和6年4月5日改定

1. はじめに

○いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

○学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を認識したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

2. いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第1章総則第2条より）

(3) いじめの特質

- ①いじめは、目に見えにくいもの
 - ②いじめは、人に相談しにくいもの
 - ③いじめは、いつでもどこでも、だれにでも起こり得るもの
 - ④いじめの態様は、ひやかしやからかいから犯罪にあたるものまで多種・多様なもの
 - ⑤いじめられる側とそれ以外の者の認識が違っていることがあるもの
 - ⑥いじめは複雑化・深刻化すると人の命にかかわるもの
- *いじめはいじめられた者の心の中にある「心の傷」である。

(4) いじめの種類

<いじめの種類：文部科学省の分類による>

- ・冷やかし・からかい・悪口や脅し文句、嫌なことを言われる **【言葉】**
- ・仲間はずれ、集団による無視 **【仲間はずし】**
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする **【軽度暴力】**
- ・金品をたかられる **【恐喝】**
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする **【悪戯】 【盗難】 【損壊】**
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする **【脅迫】 【侮辱】 【強要】**
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる **【誹謗中傷】 【個人情報漏洩】 【名誉棄損】**
- ・その他

(5) いじめの禁止

生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

(6) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

3. いじめ防止等対策の基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級の時間等を利用し、生徒会書記局長が中心となった「いじめ」撲滅のための取組を実施する。

②いじめ早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的なアンケート調査を年2回実施するとともに、意見箱の設置等その他の必要な措置を講ずる。
- ・いじめ調査実施後、担任との面談を実施する。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

③いじめ防止等対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き情報モラル教室等を行う。

(2) いじめを未然に防止するために

<生徒に対して>

①「居場所」と「絆」のある学校・学級づくり

集団内で役割を担い、達成感や成就感を感じ取る経験を積ませることや温かい人間関係の中でお互いを認め合う集団づくりの取組。

②「規範意識」の向上・「自己指導能力」の育成

規範意識を醸成することが「いじめは絶対許されない行為であること、卑怯で恥ずべき行為であること」を認識させる近道であると考え、学校のルールをきちんと守らせる指導の徹底。

③「わかる授業づくり」・学習の「基礎基本の定着」

わかる授業をし、学力の基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感や成就感を持たせることが生徒の心や生活の安定させる近道であるとした学習指導。

④「生命」や「人権」を大切にす指導

道徳教育の充実を図ると共に学習教育全体を通して「命の大切さ」を実感できる体験活動等の充実。

⑤「情報リテラシー」・「情報モラル」の育成

いじめ問題にはネットを利用したものが急増していることから、生徒、保護者に情報機器の講演会、学級懇談等を通し、積極的に啓発することで情報リテラシーや情報モラルを向上。

<学校全体として>

「いじめはさせない・見逃さない・許さない」

「いじめ」を発見したら毅然とした態度で

①いじめに取り組む方針の明確化と公表

- ・「いじめに学校としてどう取り組むのか」という方針の明確化と生徒・保護者への説明の実施（入学式・通信・懇談会等の利用）
- ・全職員での方針の共通理解（職員研修の実施）
- ・情報が確実に把握できる体制の整備

②全職員の危機意識の向上

- ・アンテナを高くはり、いじめの芽、いじめを察知、発見できる職員

③気になることを見逃さず、お互いに伝え合う職員集団

- ・日常的な情報共有
- ・担任だけでなく、学年を中心に複数の職員での把握、指導
- ・気になることの迅速な情報共有

<保護者・地域に対して>

- ①必要に応じ、いじめについての情報を保護者・地域へ提供
- ②情報をもとに複数の大人による見守り
- ③保護者・地域からのいじめ等に関する情報提供

(3) いじめ防止等に関する措置

①学校におけるいじめ防止等対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

構成員：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任

活動：アンケート調査並びに教育相談に関すること。

いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

いじめ事案に対する対応に関すること。

②いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(4) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

①重大事態が発生した旨を、北斗市教育委員会に速やかに報告する。

②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

⑤状況に応じて、警察との連携を図る。

4. その他

<基本方針の見直し>

「いじめ防止対策委員会」を中心に、毎年見直しを行い、公表・提示する。